

平成 24 年度
事業計画書
(新法人移行前)

財団法人 前川報恩会

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が私財 2 億円を基金として拠出し、昭和 42 年 12 月に設立致しました。その後、前川正雄が先代の意思を受け継ぎ、当財団の理事長となり、総資産約 37 億円より生じた果実を助成の原資として学術振興および社会福祉の充実を目的とする助成事業を毎年継続的に行ってきました。

本年度は新公益法人制度改革に基づき、公益財団法人又は一般財団法人へ移行することになります。

法人格は変更致しますが、創立者の志を最大限に尊重し、できるだけ多くの方々にその志を届けられますよう、以下に示す具体的事業計画に基づいて事業を推進させていただきます。

II. 事業計画

1. 寄付行為第 4 条第 1 号にかかる助成事業

(1) 助成対象者

広く自然科学の研究に従事する者で、①とりわけ福祉につながる自然科学の発展、特に環境・エネルギー・食糧問題等の研究に従事する者、及び②環境・社会・組織・人それぞれの相互不調和に起因するとみられる社会的病理の解明に寄与することを目的とする研究に従事する者を対象とする。

なお、選考に当たっては、上記内容について直接的な関連性の認められる研究に従事する者のみならず、より大きな社会的貢献に繋がると考えられる研究に従事する者についても広く助成対象者として、公募を行う。

(2) 総額

1,200 万円以内とする。

(3) 募集方法

当財団ホームページにおいて応募を受け付けるほか、公益財団法人公益法人協会の共同サイト及び関連雑誌等を通じて応募を受け付けるなど、公平性の担保される方法により広く公募する。

(4) 実施時期

- ・募集期間：平成 24 年 10 月 1 日～10 月 31 日
- ・選考委員会：平成 24 年 11 月中旬
- ・最終決定：平成 24 年 11～12 月開催の理事会
- ・通知及び交付：平成 24 年 12 月中

2. 寄付行為第4条第2号にかかる助成事業

(1) 助成対象者

社会福祉の発展向上のため、①心身に障害のある方々、及び②それらを援護する施設を対象とする。

なお、助成対象施設の選考に当たっては、規模の大小に関わらず将来的にみて社会福祉の増進によりいっそう貢献すると認められるものを対象として、公募を行う。

(2) 総額

300万円以内とする。

(3) 募集方法

従来どおり、各自治体からの候補施設の推薦を受け付けるほか、当財団ホームページ及び公益財団法人公益法人協会の共同サイトや関連雑誌等を通じて応募を受け付けるなど、公平性の担保される方法により広く公募する。

(4) 実施時期

- ・募集期間：平成24年10月1日～10月31日
- ・選考小委員会：平成24年11月中旬
- ・最終決定：平成24年11～12月開催の理事会
- ・通知及び交付：平成24年12月中

3. 寄付行為第4条第3号にかかる助成事業

該当なし。

(理由)

将来的には当該事業を行う予定であるが、より公益性の高い事業となるように実施方法の詳細について現在調査研究中である。よって、本年度は当該事業を行わない。

4. 寄付行為第4条第4号にかかる助成事業

該当なし。

(理由)

将来的には当該事業を行う予定であるが、より公益性の高い事業となるように実施方法の詳細について現在調査研究中である。よって、本年度は当該事業を行わない。

Ⅲ. その他

1. 移行関連－前川報恩会の方針

新たな法人形態への移行期限である平成25年11月30日まで残り2年を切りましたが、既に移行を済ませている法人は未だ全体の約12%（平成22年12月末時点）に過ぎません。平成24年度の後半には本格的な申請の殺到が予想されているため、当財団とし

では年度開始早々に移行申請を行なえるよう準備をしておきました。

そこで、以下のような移行申請スケジュールを策定し、平成24年春の申請、秋の認可取得を目指して業務を推進していく予定でございます。

①第一段階（2012年4月）

- ・ 申請書類及び添付書類の最終チェックを行う。
- ・ 内閣府総理大臣に対し、法人格移行の申請を行う。

②第二段階（2012年5月～8月）

- ・ 公益認定等委員会とのやり取り
(申請書類に記載された事業内容や財務内容についての確認、申請書類の不備や、個別に修正が必要な箇所等について審査担当者から連絡がある等)

③第三段階（2012年9月）

- ・ 内閣総理大臣から認可を得る。
- ・ 認可から2週間以内に、主たる事務所を管轄する東京都法務局に対し移行の登記申請を行う。

以 上